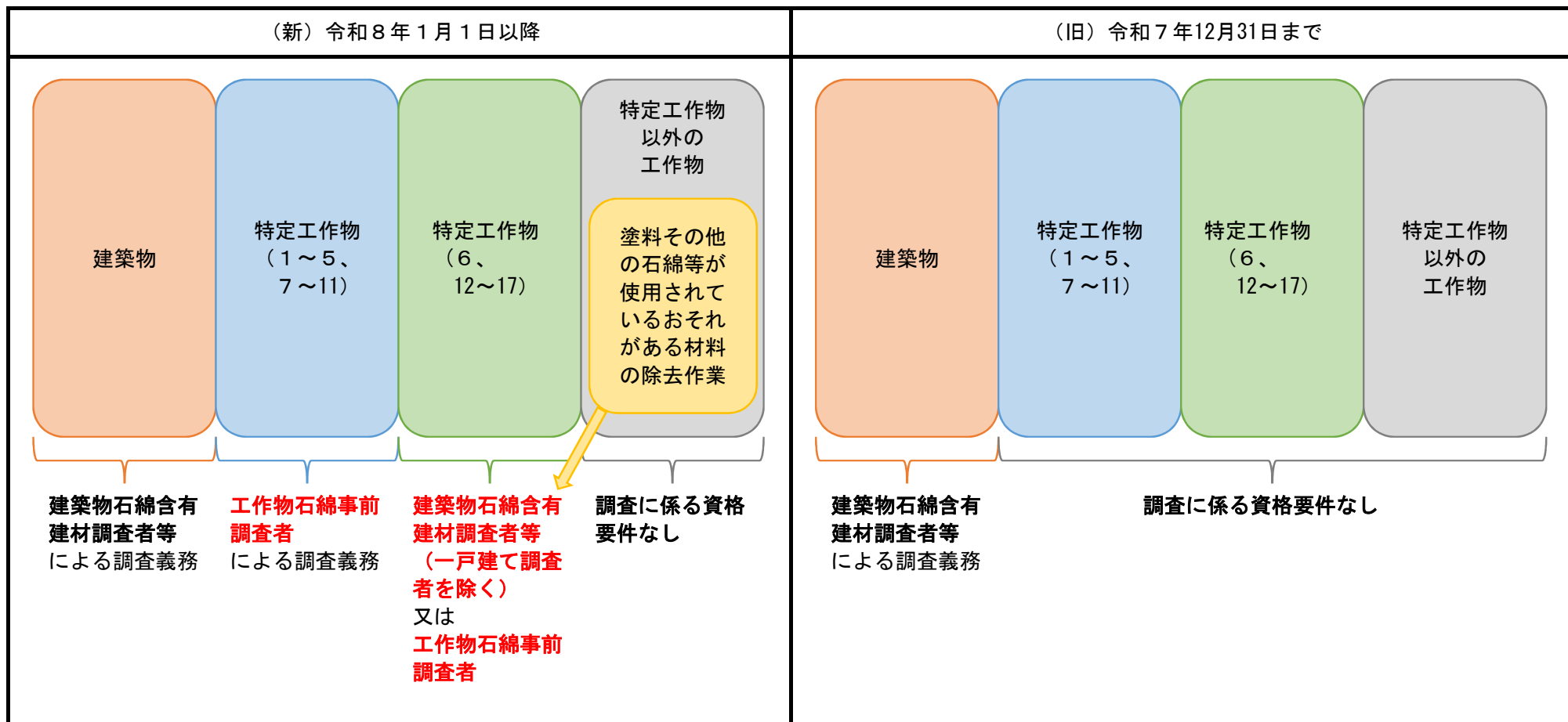


## 事前調査の調査者に関する新旧対照イメージ



### 特定工作物（環境大臣が定める工作物）

1：反応槽 2：加熱炉 3：ボイラー及び圧力容器 4：配管設備 5：焼却設備 7：貯蔵設備  
8：発電設備 9：変電設備 10：配電設備 11：送電設備

6：煙突 12：トンネルの天井板 13：プラットホームの上家 14：遮音壁 15：計量盛土保護パネル  
16：鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 17：観光用エレベーターの昇降路の囲い

※番号は、「特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物」（令和2年10月環境省告示第77号）の号番号